

## 公募要領

### 1. 事業名 平成29年度メディア芸術所蔵情報等整備事業

### 2. 事業目的

我が国でこれまで創造されてきたメディア芸術作品を保存・活用するために、必要な基盤となる作品の所蔵情報等の運用および利用促進を行い、もって我が国メディア芸術の振興を図る。

なお、本事業が対象とする「メディア芸術」とは、デジタル技術を用いて作られたアート（インタラクティブアート、インスタレーション、映像等（以降、メディアアートとする））、アニメーション、マンガ、ゲームとする。

### 3. 事業内容

次の（1）から（4）の事業を実施する。

#### （1）「メディア芸術データベース（開発版）」（<https://mediaarts-db.jp/>）の正式版開発に向けた企画立案・検討

（ア）下記の項目について企画・検討を行うこと

- ① 「メディア芸術データベース」の継続運用について
  - （i） 所蔵機関・業界を活用した運用体制構築
  - （ii） 継続的なデータ更新手法・情報源
- ② 著作権のある情報（画像・あらすじ等）の権利処理について
- ③ 外部サイトとの連携について
- ④ 標準データモデルについて
- ⑤ 海外発信について
- ⑥ 「メディア芸術アーカイブ推進支援事業」作成データの登録について

また、平成29年度の事業においては、昨年度課題とされた下記要素の情報収集・検討について必ず提案内容に含めることとする。

- ・メディアアート分野に関する情報収集及び登録に関する手法、情報源
- ・オンラインコンテンツ等の情報収集及び登録に関する手法、情報源

※検討内容等について、可能な限り具体的に提示するものとする。具体的な検討は、事前に文化庁と調整の上で実施することとする。また、必要に応じて、当該分野について詳しい有識者等により詳細な検討を行うこととし、その手法については、可能な限り具体的に提示するものとする。

※企画提案書の作成に当たっては、「メディア芸術データベース（開発版）」構築の手順や、今後メディア芸術作品の収集を目指す機関に向けて目標作成の手法等について解説した『メディア芸術データベースガイドライン』

（[http://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/media\\_art/pdf/media\\_arts\\_db\\_guideline.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/media_art/pdf/media_arts_db_guideline.pdf)）等を参照すること。

#### （イ）検討委員会の実施

有識者等からなる委員、文化庁職員、受託者で構成された委員会を実施すること。詳細は下記によるものとする。

- ・委員会の運営にあたっては、各委員の委嘱手続き、日程調整、開催通知の発出、会議場所の設定等、必要な事務手続きのほか、各回の配布資料の作成、議事録の作成等を行うこと。なお、委員

の会議出席に係る旅費及び謝金は、受託者が支払うものとする。

- ・ 委員会は全3回程度開催することとし、詳細な日程・検討内容等については、事前に文化庁と協議すること。
  - ・ 必要に応じて、当該分野について詳しい有識者等によって構成されるワーキンググループや実務者協議会等を開催し、「メディア芸術データベース（開発版）」の運用や正式版開発に向けて密な連携を図ること。
- ※本委員会の運営スケジュール・委員等については、可能な限り具体的に提示するものとする。

(ウ) その他

- ・ 企画・検討にあたっては、類似の先行研究等を精査した上で、本事業の趣旨に鑑み、計画等に反映すること。
- ・ 報告書をはじめ、調査研究等を通じて文化庁へ納品される一連の成果物については、内容面での修正は勿論のこと、平仄の統一等、形式面の修正についても速やかに対応が行えるように人員を確保すること。

(2) 「メディア芸術データベース（開発版）」の運用、検証に係るシステムの部分改修

【業務内容】

- (ア) (1) の内容の検証のため必要な改修
- (イ) タブレット、スマートフォンからのアクセスに対応するために必要な改修
- (ウ) 上記の他必要な改修

※改修については文化庁と協議の上実施すること。

(3) 「メディア芸術データベース（開発版）」の対象となる作品等の情報収集および登録

【業務内容】

(ア) カレント情報および典拠情報等の情報収集および登録

- ① マンガ分野
  - ・ 平成29年1月から平成29年12月までに発刊された単行本関連情報収集および登録
  - ・ 平成28年1月から平成29年12月までに発刊された雑誌関連情報収集および登録
- ② アニメーション分野
  - ・ 平成28年10月から平成29年9月までに発表されたアニメーション作品および関連情報収集および登録
- ③ ゲーム分野
  - ・ 平成29年1月から平成29年12月までに発表された家庭用ビデオゲーム作品・アーケードゲーム作品の情報収集および登録

④ メディアアート分野

上記(1)(ア)での検討状況に応じたメディアアート関連の基礎情報収集及び登録

(イ) 過去遡及情報および典拠情報等の情報収集および登録

- ① マンガ分野
- ② アニメーション分野
- ③ ゲーム分野
- ④ メディアアート分野

※過去遡及情報の登録内容については、事前に文化庁と調整の上で実施することとする。

#### (4) 「メディア芸術データベース（開発版）」の保守・運用

##### 【業務内容】

「メディア芸術データベース（開発版）」を、セキュリティレベルの高いインターネット・データセンター内の専用サーバ上で継続して保守・運用する。

##### (ア) 継続的なホスティングサービスの提供

現在公開中の「メディア芸術データベース（開発版）」を下記【環境要件】の（ア），（イ）を満たす環境において継続的に稼働させること。

##### (イ) 意見等の集約および対応方法の検討

サイト閲覧者からの意見等を集約し，文化庁担当者と対応を協議すること。

##### 【環境要件】

本サイトのシステム一式を稼働させる環境は以下のとおりとする。

##### (ア) 全般

##### ① 稼働時間について

24 時間運用を前提とする。但し，文化庁担当者との協議し事前の予告により稼働を停止してインストール，メンテナンス等作業を施すことは可能である。

##### ② セキュリティについて

システム運用に関しては，十分安全なプロトコルを使用し，想定される脆弱性に対しては十分な対策を施すこと。万一不正アクセスを受けた場合でもシステムに与える影響を最小限にすること。

##### (イ) サーバ要件

本稼働用の環境（以降，本番環境）とテスト確認用の環境（以降，ステージング環境）の双方をそれぞれ用意すること。

※本事業の実施に当たっては平成28年度のメディア芸術所蔵情報等整備事業受託者と十分に引継ぎを行うこと。なお，本事業の引継ぎに伴うシステム一式の稼働環境の移設に関する経費については本事業経費に計上すること。

※「メディア芸術データベース（開発版）」のシステム設計書等資料の閲覧を希望する場合は，別紙「資料閲覧に係る機密保持誓約書」及び「資料閲覧申込書」を9.（1）の連絡先まで FAX で送付すること。

#### 4. 成果物の提出

- ・報告書（紙媒体 30部，電子媒体 1部）

※ 報告書には必要に応じて，理解しやすい図，表等も盛り込むこと。

※ 電子媒体は，報告書作成の為に作成した全てのデータを章立てごと等に分類・整理して提出するものとする。

- ・データベースシステム，「メディア芸術データベース（開発版）」の対象となる作品等の情報等（電子媒体 一式）
- ・その他（上記以外に本事業で作成する資料・データがあれば必要に応じ提出すること）

#### 5. 公募範囲

平成29年度メディア芸術所蔵情報等整備事業

上述の①「メディア芸術データベース（開発版）」の正式版開発に係る調査研究，②「メディア芸術データベース（開発版）」の部分改修，③「メディア芸術データベース（開発版）」の対象となる作品等の情報収集および登録，④「メディア芸術データベース（開発版）」の保守・運用，⑤サーバ・ド

## メイン移管及びその他実施に必要な事項

### 6. 企画競争に参加する者に必要な資格に該当する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

### 7. 誓約書の提出等

(1) 本企画競争に参加を希望する者は、申請書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出しなければならない。

(2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の申請書を無効とするものとする。

### 8. 参加表明書の提出

参加表明書の提出は不要とする。

### 9. 企画提案書の提出方法等

(1) 企画提案書の提出場所、企画競争の内容を示す場所並びに問合せ先

〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

文化庁文化部芸術文化課支援推進室メディア芸術交流係

TEL：03-5253-4111（内線2895）

FAX：03-6734-3815

(2) 企画提案書の提出方法

①用紙サイズはA4版とする。

②提出方法は、10部を郵送又は持参すること。

(郵送の場合)

- ・応募配達を証明できる方法により送付すること。
- ・提案書類は紙媒体及び下記③で示す電子データ形式で提出すること。

(持参の場合)

- ・受付時間：平日10時～18時（12時～13時を除く。また3月23日は11時まで）
- ・提案書類は紙媒体及び下記③で示す電子データ形式で提出すること。

③その他

- ・企画提案書を提出する際には、組織の代表者名で、本件に対する応募の意思を明確に示す書面を提供すること。
- ・企画提案書に関する事務連絡先（照会先）を明記すること。
- ・企画提案書は、日本語で作成すること。また、金額は日本国通貨を単位として作成すること。
- ・電子データとして、CD-R（ファイル形式は、一太郎2009、マイクロソフトワード2010、マイクロソフトエクセル2010、マイクロソフトパワーポイント2010対応フォーマット。PDFも可。）にて提出すること。

(3) 提出書類

①企画提案書（別添様式1～3）

②事業実施主体の体制，財政基盤及びこれまでの実績を明らかにする資料（様式任意）  
（例 定款の写し，組織図，貸借対照表，収支決算書等）

③誓約書（別添様式）

④審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し

⑤その他必要と思われる資料

（４）企画提案書の提出期限等

提出期限：平成２９年４月３日（月）１８時必着

提出先：上記（１）に示す場所

（５）その他

企画提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。

10. 企画提案書募集に関する質問の受付

質問は、下記により受け付ける。

受付先：８．（１）に同じ

受付期間：平成２９年３月３１日（金）１８時まで

11. 採択数及び積算見込

採 択 数：１件

積算見込額：９０，２２６，０００円（積算する際の見込額とする）

12. 選定方法等

（１）選定方法

選定委員会において、提出された提案書類にて書類選考を実施する。

（２）審査基準

別途定めた審査基準のとおり。

（３）選定結果の通知

選定終了後、１０日以内にすべての提案者に選定結果を通知する。

13. 契約締結

選定の結果、契約予定者と企画提案書をもとに契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については業務計画書の内容を勘案して決定するものとするので、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には、契約締結を行わない場合がある。

※ 国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分留意してください。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。

14. スケジュール

①公募開始 平成２９年３月１３日（月）

②企画書提出〆切 平成29年4月3日(月)

③審査 平成29年4月上旬

選定及び事業計画書の提出

平成29年4月中旬

④契約締結 業務計画書の提出後すみやかに

⑤契約期間 契約締結日から業務完了日まで

※ 契約書締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成にあたっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意してください。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。

## 15. その他

- (1) 事業実施に当たっては、契約書及び企画提案書、文化庁委託業務実施要領等を遵守すること。(文化庁委託業務実施要領：<http://www.bunka.go.jp/qa/pdf/youryou.pdf>)
- (2) 事業実施に当たっては、文化庁と十分な連絡調整を図り、契約書等に定めのない事項がある場合、又は疑義が生じた場合には、文化庁担当官の指示に従うこと。
- (3) 契約後、必要があると認めるときは、会計法第22条及び予算決定及び会計令第58条第3号に基づく協議が整った際は、本事業に係る経費の一部又は全部を概算払いすることができる。
- (4) 決定した企画内容等については、文化庁及び各選定委員の意見により変更を求めることがある。
- (5) 本企画公募は、平成29年度予算及びその関連法案の成立を前提に行うものであり、それらの成立状況によっては、契約金額、スケジュール等を変更する場合がある。

### [契約締結に当たり必要となる書類]

選定の結果契約予定者となった場合、契約締結のため、遅滞なく以下の書類を提出いただく必要がありますので、事前の準備のほどよろしくお願いいたします。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知願います。

- ・業務計画書(委託業務経費内訳を含む)
- ・再委託に係る業務委託経費内訳
- ・委託業務経費(再委託に係るものを含む)の積算根拠資料(謝金単価表、旅費支給規程、見積書など)
- ・銀行振込依頼書